

ヤングケアラー支援のための外国語対応通訳派遣支援事業 (長野県委託事業)

1 目的

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことを言い、特に日本語を解さない家族の世話をしているヤングケアラーは、家族の行政手続きや医療受診等の際、学校を休むなどして通訳を担わざるを得ない状況にあり、学業に励む時間が制限されたり、通訳内容によって過度な責任や緊張感による精神的な負担が生じたりしている場合がある。

本事業は、このようなヤングケアラー当事者の学びの機会の保障と精神的な負担の軽減を図ることを目的に通訳者の派遣支援を行う。

2 対象者

日本語を解さない家族の世話をしている小学生、中学生、高校生、大学生(専門学校等含む)

3 利用方法

- ①申請者は長野県社会福祉協議会(以下「県社協」)に相談、申請書を提出
- ②県社協が申請者に聞き取り(アセスメント)
- ③県社協が協力機関に通訳者の派遣を依頼
- ④協力機関は県社協に通訳者を紹介
- ⑤通訳者が通訳支援を実施後、申請者が県社協へ報告
- ⑥県社協は、協力機関と通訳者の指定した口座へ入金

※ 当該年度、対象者1人あたり原則3回が上限。ただし、継続的に支援を必要とする対象者にあつては、教育や福祉等の関係者が参画する支援会議等にて協議した上で、上限を超えた利用が可能。

4 費用負担

- 対象者及び申請者の費用負担は無料
- 通訳者報酬:通訳時間1時間2,500円とし、1回上限10,000円まで(30分単位で切り上げ)
- 交通費:自宅から派遣先までの往復分を規程に基づき支払い(移動時間は報酬に含まない)

